

北宋、金代における県の新設と統廃合

前 村 佳 幸

はじめに

前近代の中国において基本的な地方行政単位であった県を軸として、宋代における国家と地方社会の関係を探る試みの一つとして、筆者は以前、南宋の新県について検討した。⁽¹⁾この前稿では、数的に県の新設が稀であったことを示しつつ、その背景について具体的な地域住民と国家双方の立場から検討し、新設に対する政府の慎重な姿勢と地域の安定のために新県を必要とし協力する住民の内発的な動向などを確認してきた。しかしながら、かかる南宋の状況を北宋から通時的に捉えたとき、どのような位置づけができるのか課題となつてゐた。また、県には新設されるものもあれば廢されるものがあるにもかかわらず、総合的な県の増減を把握していないこ

とも理解を一面的なものにしていたように思われる。

管見の限り、北宋の新県を対象とする専論は発表されていないようであるが、佐竹靖彦氏が「宋初郷制論」において⁽²⁾、唐後半以降から宋初の新設県を整理、分析している。氏の研究は、『太平寰宇記』に基づき郷構成の変化や新県の立地分布を検討し、唐宋間における新たな局面—農民再生産関係（共同体）や在地の商品流通の展開—を展望しようとしたものである。こうした問題关心のため、北宋全期間を研究対象としていないし、統計的手法が主体で具体的な地域や事例により内面から検討するものではない。このような状況により、上記の課題を解決するためには筆者自身の作業が必要となる。そこで第一、二章では、北宋及び金朝による県の新設と廢止の全体像を把握することを最大の目標とし、これに基づき南

宋を含む連続的な県の増減の傾向を究明する。金代も対象とするのは、前稿において南宋の新県について調べてあるので、本稿で北宋と金時期の新県の全容を明らかにすることにより、統一政権時（北宋）と分裂政権時（金・南宋）における県をめぐる国家の姿勢の変容や差異を考察することが可能となるからである。なお、佐伯富氏の「宋代役法上より観たる鄭州廃置問題」（一九三九）⁽³⁾は、北宋神宗期の大々的な州県の整理統廃合を扱ったものであるが、この問題は宋代の県に対する為政者の姿勢を分析する上で非常に重要なと考えられる。そこで煩をおそれず第三章においてやや詳細に再検討を行いたい。その上で、第四章では県の廃止と新設をめぐる北宋の具体的な事例を検討する。これらの作業を経て本稿では最後に北宋と南宋の状況を比較し、宋代の県をめぐる国家と地域双方の姿勢や立場に対する一貫した理解を提示したい。

なお、本稿中の『長編』は『統資治通鑑長編』、『宋会要』は『宋会要輯稿』の略称である。

一 北宋における県の新設・降廃

本章では、北宋期に新設された県の総数、時期・地域分布、

その前身、新設の理由目的を通観する。併せて同時期に廃止された県についても把握し、これと対比することで、県の実質増の如何や新県の概要を明らかにする。そしてさらに、具体例により新県の類型を示したい。先ず、本章の考察の基礎となる附表について説明しよう。

表①は、基本的に『宋史』地理志と『元豐九域志』を对照しつつ、『太平寰宇記』『輿地紀勝』など宋代の地理書を参照することにより確定した、九五の新設県の一覧であり、北宋中に廃され定着しなかったものは除いてある。表②③はそれを整理し、設置時期（皇帝の治世ごと）の傾向と当時最大の行政区画であった路ごとの地域分布を把握できるようにしたものである。また表①では、現存する県志（後に州になったものは州志も含む）の年代を記入した「地方志」の項目を設けたが、それは県志の存在が北宋新県の定着度をはかる目安になると考えたからである。表によれば、民国期までに三分の二以上の県で方志が編纂されており、北宋新県の大部分が地域統合の単位として展開していくことを窺うことができるので、前稿では、県志などの地方志史料を通じて新県の置かれる地域側の動向をある程度捉えることができたので、今回も北宋新県にかかる方志から宋人の文献や関連記事を検索し

	県名	設置時期	所属	県治	後身・現存する地方志の年代
49	分宜県	雍熙元年（984）	江南西路袁州	安仁鎮	康熙・乾隆・道光・同治・民国
50	宜黄県	開寶三年（970）	江南西路撫州	宜黃場	嘉靖・康熙・道光・同治
51	金谿県	淳化五年（994）	江南西路撫州	金谿場	嘉靖・康熙・道光
52	新昌県	太平興國六年（981）	江南西路筠州	塗步鎮	康熙・乾隆・道光・同治
53	大冶県	乾德五年（967）	江南西路興國軍	大冶場	嘉靖・康熙・同治・光緒
54	通山县	太平興國二年（977）	江南西路興國軍	羊山鎮	康熙・同治・光緒・民国
55	寧鄉県	太平興國二年（977）	荆湖南路潭州		康熙・乾隆・嘉慶・同治・民国
56	安化県	熙寧六年（1073）	荆湖南路潭州		嘉靖・康熙・同治・嘉慶
57	善化県	元符元年（1098）	荆湖南路潭州		康熙・乾隆・嘉慶・光緒
58	安仁県	乾德二年（964）	荆湖南路衡州	安仁場	嘉慶・同治
59	東安県	雍熙元年（984）	荆湖南路永州	東安場	乾隆・光緒
60	新化県	熙寧五年（1072）	荆湖南路邵州		康熙・乾隆・道光・同治
61	平陽県	天禧三年（1019）	荆湖南路桂陽監		康熙・雍正・乾隆・嘉慶・同治
62	綏寧県	元豐四年（1081）	荆湖南路邵州		康熙・乾隆・同治
63	潛江县	乾德三年（965）	荆湖北路江陵府	白伏巡	康熙・光緒
64	玉沙県	乾德三年（965）	荆湖北路江陵府	白沙院	明代廢
65	通城县	熙寧五年（1072）	荆湖北路鄂州	通城鎮	康熙・同治
66	桃源県	乾德元年（963）	荆湖北路鼎州		万曆・康熙・道光・同治・光緒
67	臨湘県	淳化五年（994）	荆湖北路岳州	王朝場	康熙・同治
68	蘆陽県	熙寧七年（1074）	荆湖北路沅州		乾隆・道光・同治（沅江県）
69	黔陽県	元豐三年（1080）	荆湖北路沅州	黔江城	康熙・雍正・乾隆・同治
70	永平県	元豐五年（1082）	荆湖北路靖州	貢堡寨	洪武・康熙・乾隆・道光・光緒（靖州志）
71	会同県	崇寧二年（1103）	荆湖北路靖州	三江寨	康熙・乾隆・嘉慶・光緒
72	通道県	崇寧二年（1103）	荆湖北路靖州	多星堡	康熙・嘉慶・道光
73	懷安県	太平興國五年（980）	福建路福州		明万曆八年（1580）廢
74	崇安県	淳化五年（994）	福建路建州	崇安場	康熙・雍正・嘉慶・民国
75	政和県	咸平三年（1000）	福建路建州	閩隸鎮	万曆・雍正・乾隆・道光・民国
76	歐寧県	治平三年（1066）	福建路建州		康熙・民国
77	惠安県	太平興國六年（981）	福建路泉州		嘉靖・万曆・康熙・嘉慶・道光
78	上杭県	淳化五年（994）	福建路汀州	上杭場	康熙・乾隆・民国
79	武平県	淳化五年（994）	福建路汀州	武平場	嘉靖・康熙・民国
80	清流県	元符元年（1098）	福建路汀州		嘉靖・康熙・道光・民国
81	光沢県	太平興國六年（981）	福建路邵武		康熙・乾隆・道光・光緒
82	興化県	太平興國四年（979）	福建路興化軍	游洋鎮	正德・康熙
83	東閩県	乾德四年（966）	梓州路梓州	招葺院	元至元二〇年（1283）廢
84	慶符県	政和三年（1113）	梓州路戎州		嘉慶・光緒
85	南川県	皇祐五年（1053）	夔州路恭州		乾隆・道光・光緒・民国
86	務川県	政和八年（1118）	夔州路思州		宣和間廢、南宋初再置
87	安夷県	政和八年（1118）	夔州路思州		宣和間廢、南宋初再置
88	邛水県	政和八年（1118）	夔州路思州		宣和間廢、南宋初再置
89	渠源県	大觀二年（1108）	夔州路珍州		
90	建福県	宣和三年（1121）	廣南東路韶州	岑水場	南宋初廢
91	長樂県	熙寧四年（1071）	廣南東路循州	長樂鎮	康熙・道光・民国（五華県）
92	揭陽県	宣和三年（1121）	廣南東路潮州		雍正・乾隆・光緒
93	忻城县	慶曆三年（1043）	廣南西路宜州		
94	石康県	開寶五年（972）	廣南西路廉州		明成化八年（1472）廢
95	遷江县	天禧四年（1020）	廣南西路賓州		光緒・民国

【表①典拠】『宋史』地理志、『宋会要輯稿』方域 6～7 州県陞降廃置、『太平寰宇記』、『元豐九域志』、『輿地古記』、『輿地紀勝』、『大清一統志』。

地方志の検索に関しては、『中国地方志聯合目録』（中華書局、1985年）を参照した。

表① 北宋の新設県

県名	設置時期	所属	県治	後身・現存する地方志の年代
1 東明県	乾徳元年（963）	東京開封府	東明鎮	後廢
2 咸平県	咸平五年（1002）	東京開封府	通許鎮	嘉靖・康熙・雍正・乾隆・民国
3 永安県	景德四年（1007）	西京河南府	永安鎮	金芝田県・元代廢
4 昌邑県	建隆三年（962）	京東東路濰州		康熙・乾隆・光緒
5 昌樂県	乾徳三年（965）	京東東路濰州	營丘城	嘉靖・康熙・嘉慶・民国
6 膜西県	元祐三年（1088）	京東東路密州	板橋鎮	康熙・乾隆・道光（膠州志）
7 定陶県	大平興國四年（979）	京東西路広濟軍	定陶鎮	順治・乾隆・民国
8 順陽県	大平興國六年（981）	京西南路鄧州	順陽鎮	紹興五年（1135）廢・金領
9 乾德県	乾徳二年（964）	京西南路光化軍	陰城鎮	正徳・光緒
10 万寿県	開宝六年（973）	京西北路穎州	百丈鎮	順治・乾隆・民国（太和県）
11 容城县	建隆四年（963）	河北東路雄州	倚郭	康熙・乾隆・咸豐・光緒・民国
12 招安県	慶曆二年（1042）	河北東路浜州	招安鎮	金代廢
13 安肅県	大平興國六年（981）	河北西路安肅軍	宥戎鎮	康熙・乾隆
14 保定県	宣和七年（1125）	河東路保定軍	保定軍	万曆・康熙
15 繁川県	崇寧三年（1104）	永興軍路虢州	繁川鎮	金貞元二年（1154）廢
16 合水県	熙寧四年（1071）	永興軍路慶州		乾隆・光緒
17 淳化県	淳化四年（993）	永興軍路邠州	黎國鎮	隆慶・康熙・乾隆
18 定辺県	政和六年（1116）	永興軍路定辺軍	定辺城	金代廢→寨城
19 隴安県	開宝二年（969）	秦鳳路隴州		元至元七年（1270）廢
20 崇信県	乾徳初	秦鳳路渭州		順治・民国
21 長武県	咸平四年（1001）	秦鳳路涇州	長武鎮	康熙・乾隆・宣統
22 大潭県	建隆三年（962）	秦鳳路岷州	大潭鎮	南宋領・後廢
23 祐川県	崇寧三年（1104）	秦鳳路岷州		金代廢
24 隴干県	元祐八年（1093）	秦鳳路德順軍	外底堡	康熙・乾隆（静寧州志）、民国
25 犁道県	熙寧六年（1073）	秦鳳路熙州		康熙・乾隆・宣統（州志）
26 寧河県	崇寧四年（1105）	秦鳳路河州	寧河寨	明洪武二年（1379）廢
27 隴西県	元祐五年（1090）	秦鳳路鞏州	古渭寨	康熙・乾隆・光緒
28 永寧県	崇寧三年（1104）	秦鳳路鞏州	永寧寨	金代廢→寨
29 寧遠県	崇寧三年（1104）	秦鳳路鞏州	寧遠寨	金代廢→寨
30 蘭泉県	崇寧三年（1104）	秦鳳路蘭州		康熙・乾隆・道光・光緒・民国
31 敷川県	崇寧三年（1104）	秦鳳路会州		金代移転・改名
32 零壁県	元祐元年（1086）	淮南東路宿州	零壁鎮	康熙・乾隆（靈璧県）
33 羅田県	元祐八年（1093）	淮南西路蕲州	石橋鎮	嘉靖・康熙・光緒
34 無為県	熙寧三年（1070）	淮南西路無為軍	無為鎮	正徳・康熙・乾隆
35 昌国県	熙寧六年（1073）	兩浙東路明州		寶慶・大徳・康熙・光緒・民国
36 開化県	大平興國六年（981）	兩浙東路衢州	開化場	崇禎・順治・康熙・雍正・乾隆・光緒
37 崂安県	大平興國七年（982）	兩浙西路湖州	倚郭	康熙・光緒
38 安仁県	端拱元年（988）	江南東路饒州	安仁場	康熙・乾隆・道光・同治
39 永豊県	熙寧七年（1074）	江南東路信州	永豐鎮	嘉靖・康熙・乾隆・道光・同治
40 星子県	大平興國三年（978）	江南東路南康軍	星子鎮	同治・正徳・康熙・同治（府志）
41 建平県	端拱元年（988）	江南西路廣德軍	郎步鎮	嘉靖・康熙・雍正
42 新建県	大平興國六年（981）	江南西路洪州	倚郭	康熙・乾隆・道光・同治
43 進賢県	崇寧二年（1103）	江南西路洪州	進賢鎮	嘉靖・康熙・道光・同治
44 興国県	大平興國中	江南西路虔州	瀲口鎮	乾隆・道光・同治
45 会昌県	大平興國中	江南西路虔州	九洲鎮	康熙・乾隆・道光・同治
46 吉水県	雍熙元年（984）	江南西路吉州		康熙・乾隆・道光・光緒
47 永豊県	至和元年（1054）	江南西路吉州	報恩鎮	順治・康熙・同治
48 万安県	熙寧四年（1071）	江南西路吉州	万安鎮	康熙・道光・同治

てみた。しかしながら、筆者は宋代史籍で記述されているようなものとは別の固有の史料を見出すことはできなかつた。これは、方志の調査範囲を大幅に限定せざるを得なかつたこともあるが、南宋とは異なる北宋の地方社会のあり方や状況とも関連しているのかも知れない。

さて、県には新設されるものがある一方、整理統廃合などにより廃されるものがある。そのため新設だけを取り上げるのでは片手落ちといえよう。ある王朝による県新設の特色を総体的に論じるためには、廃止・降格の事象についても総括的に検討することが必要なのである。県の新設と併せて県の整理統廃合についても検討し県総数の変化を追究することで、県に対する国家の姿勢をより明確にできるだろう。表②③では、新設県の検出と同様の作業により確定した、宋朝によつて統廃合された県数（廃県）も示しており、県総数の増減の推移は概ね明らかになつたと思う。結果的にみると、北宋において県の総数は減つたことになるが、単純に減少の一途をたどつたわけではない。県の設置と廃止の動向両面を整理していくことが重要である。

表②をみると、太祖期には実に一二〇以上もの県が廃止されており、統一を達成した太宗期を併せても新県より廢県の

方が圧倒的に多く、県総数は相当減少している。これは、王朝創設期における統一事業の一環として県の大幅な整理が行われたことを示しているとみてよからう。続く真宗・仁宗および英宗の三代七〇年間は、宋朝統治体制の確立・安定した時期（中期）として、前後と比べると県の新設数はかなり少なく、廃止数も時期の長さを勘案すると、それほど多いとはいえない。そして神宗・哲宗・徽宗の後期になると、神宗期に再び大幅な県数削減が行われた反面、新県もまとまって設置されており、新法改革や積極的な辺境経略など国家政策の

表② 県の新設廃止の時期分布（北宋）

時期（在位年数）	新県	廢県	増減
太祖（16）	17	122	▼105
太宗（21）	27	5	22
真宗（25）	6	5	1
仁宗（41）	4	20	▼16
英宗（4）	1	1	0
神宗（18）	14	67	▼53
哲宗（15）	7	0	7
徽宗（25）	19	2	17
総計（165）	95	222	▼127

新たな転換と関連しているものと推測される（その詳細については第三章で検討する）。このように、北宋における県の増減を時期的にみると、当時の政治の方向性をある程度反映したものとなっていることがわかる。

次に、表③に基づき地域的な傾向を示すと、統廃合により

減少の著しい地域がある反面、新設で実質増となつた地域が確認できる。例えば、宋朝の版図に編入された際、四川（成

都府路、梓州路、利州路、夔州路）と華南地方（廣南東西路）

では相当数の州県が統廃合されており、この時期の廢県のほとんどが両地域にあつたが、広東・広西については太祖の直接の指示によるものであつたという。

表③ 県の新設廃止の地域分布（北宋）

地 区	新 縢	廢 縢	増 減
開封 府	2	0	2
京東東路	3	1	2
京東西路	1	0	1
京西南路	2	7	▼ 5
京西北路	2	6	▼ 4
河北東路	2	17	▼ 15
河北西路	1	9	▼ 8
永興軍路	4	16	▼ 12
秦鳳 路	13	0	13
河東 路	1	9	▼ 8
淮南東路	1	1	—
淮南西路	2	2	—
両浙東路	2	0	2
両浙西路	1	1	—
江南東路	3	0	3
江南西路	14	0	14
荊湖南路	8	1	7
荊湖北路	10	4	6
成都府路	0	8	▼ 8
梓州 路	2	13	▼ 11
利州 路	0	16	▼ 16
夔州 路	5	11	▼ 6
福建 路	10	0	10
廣南東路	3	14	▼ 11
廣南西路	3	86	▼ 83
全國總計	95	222	▼127

上嶺南の図籍を接するや、州県多くして戸口少し、と。知広州潘美及び転運使王明に命じて、其の地理を度り、并省し以て民に便ならしむ。甲午、初めて白州及び常樂州を廢す。『長編』卷一三、開宝五年〔九七二〕四月庚寅朔

（同上、開宝五年五月乙丑）

同地域はその後も県の新設がほとんど行われなかつたので、県数は大幅に減少する結果となつた。他方において、山東（京東東西路）、安徽・蘇北（江南東路、淮南東西路）、江浙（両浙東西路）、湖北（荊湖北路の北部）は、微増あるいはほとんじ変化のない地域であり、湖南（荊湖南路及び荊湖北路の南部）、江西（江南西路）、福建（福建路）では、かなり増加している。また、神宗期には新法政権により大々的な州県の統廃合が行われたが、北宋を通して、山西（河東路）、河南（西京河南府、京西南北路）、河北（河北東西路）、陝西（永興軍路）、四川四路では減少となつてゐる。なお、辺境部でも、神宗熙寧年間に永興軍路とともに陝西路を分割して設定された秦鳳路では県が増えているが、当地は宋朝にとって

对外拡張し得る唯一の地域であった。

以上のことから、沿海部および東南地方では県数は増加ないし均衡傾向にある反面、周縁的な地域では概ね削減される傾向にあり、内地でも華北は整理統廃合の対象とされがちであつたことが指摘できるだろう。なお、福建では太宗期に北宋新県の大半が成立し、江西の新県は県新設の多い太宗と神宗期に設立されたものが多いなど、時の政権によって重点的に増やされたことが推測される。統一期にあたり、四川・広西では大々的な県の整理がなされたが、江西・福建では、五代の地方政府により設置された県もそのまま存続している。周知の通り、北宋は中国の人口と経済の比重が北方から南方に移行した時期にあたり、上述した県の増減に関する地域的差異については、社会経済のマクロな変動との相関性を十分に認めることができるものといえよう。

それでは、新県の具体的的事例を概観してゆこう。先ずは県新設時の状況や主な目的から、九五の新県は概ね次の四つに分類できそうである。

①県より上級の行政機関の創設・整備に伴い、その倚郭県（府・州・軍の治所とその周囲を管轄）や外県（管内の中心となる前の県をもつもの）として設置されるもの。安瀬

県（河北西・安肅軍）、乾徳県（京西南・光化軍）、星子県（江南西・南康軍）、興化県（福建・興化軍）は軍の創立にとらない、その治所として成立したものである。無爲県（淮西・無為軍）⁽⁶⁾や保定県（河東・保定軍）は軍の治所が長期にわたり鎮や寨であった状況に対して、倚郭県に昇格したもの。また、容城県（河北東・雄州）、新建県（江南西・洪州）、帰安県（浙西・湖州）は、州城内に倚郭県を追加し一州治二県としたもの。建平県（江南西）は、広徳軍設立の際に属県として郎歩鎮に県治を置いて成立したもので、平陽県は監の治所である（荊湖南・桂陽監）。その多くが、中央集権体制の基盤を構築した前期（太祖・太宗）に成立している。

②異民族居住地域などに対する支配領域の拡張、統治の確立のために設置されるもの。その大半が西夏やチベット系諸族との境界に接する甘肅方面にあり、時期的には積極的な辺境策をとった後期（神宗～徽宗）に設置が推進されたものである。この時期は、安化県⁽⁸⁾、新化県など湖南（荊湖南及び荊湖北の南部）でも県の新設が多かった。なお、荊湖北の蘆陽県（兗州）、秦鳳路の隴干県（德順軍）、狄道県（熙州）、隴西県（鞏州もと通遠軍、県城の前身は古渭寨）、蘭泉県（蘭州）、敷川県（会州）、及び永興軍路の定刃県（定刃軍）は、

新設された州軍の倚郭県である。

③は当該地域の人口増や治安問題などに対応するために、既存の県の領域を分割して設立する地方行政の運営上のもので、住民の利便（便民）のためと称されることがよくある。

新昌県（江南西⁹）、分宜県（同¹⁰）、善化県（荆湖南¹¹）、零壁県（淮東¹²）、懷安県（福建¹³）、揭陽県（廣東¹⁴）などが挙げられるが、北宋新県の大半がこれに属すると思われる。

④その他のものは、当該地域の固有な事情に基づくものである。永安県（河南府）は鎮より昇格したものであるが、その知県は皇帝陵管理の職責を負っていた。さらに、膠州湾に

あった膠西県（京東東）は南方との海上交易の盛んな板橋鎮への市舶司設置と並行して同鎮を中心に成立し、舟山諸島における昌国県（浙東）の設置もまた海上交通の展開と密接に関連していると考えられる。⁽¹⁵⁾石康県（廣西・廉州）、合水県（陝西・慶州）は廃止された複数の県の領域を統治するため新設されたものである。⁽¹⁶⁾

さて新県は、周辺の県から郷をいくつか分離し、その中心となる県城を指定し、諸施設を建設して発足する。倚郭県を除く新県の県城の前身に注目すると、「鎮」「場」「院」「巡」「寨」「城」など単なる村落ではない、唐五代から商業・行政・軍事上の性格や機能をもつたとみられるものが目を引く（表①参照）。そして、宋代以降の集落としての鎮の基本的性格が商業的であることから、新県の成立と鎮の経済的発展とを結びつける見方が生じるだろう。しかし果たして、一集落のみの状況によって県の設けられることが一般的だったといえるだろうか。

そこで、新県とりわけ県城の商業化の水準を把握するため、熙寧一〇年（一〇七七）の商税統計『宋会要』食貨一五（一七）をみると、概して倚郭県を除く新県の商税額は同じ地域内の鎮と比べてそれほど高額と認められない。その一方で、淮南西路蕲州には三万貫以上を定額とする蕲口鎮（蕲春県）があった。商税額を商業活動の指標とするなら、蕲口鎮は州軍の治所（州・軍城）レベルの規模でありながら、県とされることはないなかったのであり、単に商業化が進展しただけでは県が設けられる条件を満たさなかつたことが推測される。

このようなことから、ある商業集落の発展が県の成立へと展開していくと一般化することには問題があるといえよう。

従つて、県新設の主因として商業の発達を考える際には、当該地域に即した確かな根拠を擧げるべきだと考える。県は特定の集落ではなく当該地域全体の状況に基づいて設置・廃止されることのほうが一般的であり、遠隔地交易の場である板橋鎮を核として成立した山東の膠西県のような例はむしろ特殊とみられるのである。宋代においては地方における有力な都市的集落は、それ自体を鎮として登録し監鎮官などを配置することで統治体制に組み込まれていたと考えられる。新県の県城が鎮などに設けられる傾向にあるのは、交通に便利な立地が多く県の中心として最適であったことや、住民が既に都市民（坊郭戸）として扱われるなど、制度的にも県城へと円滑に移行できたことによるものではないだろうか。「某鎮を県に昇す」とか「某県を廢して鎮と為す」といった表現がとられたのは、こうした事情を表しているのだろう。

二 金代における県の新設・降廃

この章においては、北宋に替わって中国北部を統治した金

朝による県の増減について把握し、南宋を含む宋代全体の状況をまとめてみたい。表④は、『金史』地理志と『元豐九域志』（神宗期編纂）並びに『宋史』地理志（北方は徽宗期の状況を示す）とを対照して検出した、金朝統治下（一一一六～一二三三）の旧北宋領における新設県の一覧である。『元史』地理志によれば、金滅宋から南北統一までの元初（一二三四～一二七五）においては県の新設はほとんどないと判断されるので、金代は南宋と同期間のものとして、北宋華北の県数増減傾向と対比することができる。表⑤は、表④に依拠し北宋のものと同様に、地域に関する傾向を捉えるために作成したもので（廢県も新県と同様の作業で確定）、比較の便のため北宋の区画ごとに集計し南宋についても記入してある。表⑤により、地域的な特色をみると、甘肅方面（鳳祥路・臨洮路、北宋の秦鳳路）は金の新設県の三割以上を占めるが、当地は北宋後半に經略の推進された地域であり、金は西夏だけでなく四川方面の南宋軍とも対峙しており、また当地の新県の大部分が元朝により廢されていることから、設置の主な理由は北宋以上に地政学的なものとみられる。また表④をみると、内地の新県は金以後も存続し方志をもつものが大半を占めており、定着度は高い。しかし、河北では県は若干増え

表④ 金の新設県

県名	設置時期	所在地(北宋)	県治	後身、現存地方志の年代
1 洧川県	興定二年(1218)	東京開封府	宋樓鎮	康熙・乾隆・嘉慶
2 穆陵県	貞祐四年(1216)	京東東路青州	穆陵鎮	元省→穆陵閣
3 日照県	大定二年(1182)	京東東路密州	日照鎮	康熙・光緒
4 齊河県	劉豫政權(1129)	京東東路齊州	耿齊鎮	康熙・雍正・乾隆・民国
5 济陽県	劉豫政權(1129)	京東東路齊州	標竿鎮	万曆・順治・乾隆
6 招遠県	劉豫政權	京東東路萊州	羅峯鎮	順治・道光
7 福山県	劉豫政權	京東東路登州	兩水鎮	万曆・康熙・乾隆・民国
8 櫻霞県	劉豫政權	京東東路登州	楊瞳鎮	康熙・乾隆・光緒
9 嘉祥県	天德二年(1150)	京東西路濟州	山口鎮	順治・乾隆・光緒
10 永固県	元光二年(1223)	京東西路徐州	厥壠鎮	元初廢
11 益津県	大定二九年(1189)	河北東路霸州		嘉靖・康熙・同治・民国
12 信安県	大定七年(1167)	河北東路霸州	信安軍	信安鎮(元以降)
13 薊寧県	?	河北東路河間府	肅寧寨	万曆・康熙・乾隆
14 交河県	大定七年(1167)	河北東路獻州	石家圈	万曆・康熙・民国
15 吳橋県	?	河北東路永靜軍	吳橋鎮	康熙・光緒
16 豊津県	大定六年(1166)	河北東路永靜軍		万曆・康熙・光緒・民国
17 利津県	明昌三年(1192)	河北東路滨州	永和鎮	康熙・乾隆・光緒・民国
18 在平県	天会中(太宗)	河北東路博州	興利鎮	康熙・宣統・民国
19 滿城県	大定二八年(1188)	河北西路保州	塔院村	康熙・乾隆・民国
20 濟城県	泰和四年(1204)	河北西路順安軍	渥泥城	康熙・乾隆
21 葛城県	大定二八年(1188)	河北西路順安軍	葛城	康熙(安州志)
22 靖海県	明昌四年(1193)	河北西路乾寧軍	窩子口	康熙・同治・民国
23 興濟県	金初	河北西路乾寧軍		嘉靖・興濟鎮(清以降)
24 阜平県	明昌四年(1193)	河北西路真定府	北鎮(聚)	乾隆・同治
25 広平県	大定七年(1167)	河北西路洛州		万曆・康熙・民国
26 新安県	?	河北西路洛州		
27 洛水県	?	河北西路洛州	洛水鎮	
28 輔巖県	興定三年(1219)	河北西路相州	水冶村	元至元六年(1269)廃
29 山陽県	興定四年(1220)	河北西路懷州	重泉村	元至元三年(1266)廃
30 徐澗県	大定二九年(1189)	河東路太原府	徐澗鎮	万曆・康熙・光緒・民国
31 河曲県	貞元元年(1153)	河東路火山軍	火山軍	順治・道光・同治
32 保徳県	大定二年(1171)	河東路保徳軍	保徳軍	康熙・乾隆(州志)
33 介城県	興定五年(1221)	河東路隰州	午城鎮	元初廢
34 保安県	大定二年(1172)	永興軍路保安軍	保安軍	重順治・咸豐・光緒
35 水洛県	?	秦鳳路德順軍	中安堡	元初廢
36 戚戎県	?	秦鳳路德順軍	戚戎堡	後廢
37 隆德県	?	秦鳳路德順軍	隆德寨	康熙・道光・民国
38 通辺県	?	秦鳳路德順軍	通辺寨	後廢
39 治平県	?	秦鳳路德順軍	治平寨	元初廢(現在、治平鎮)
40 東山県	?	秦鳳路鎮戎軍	東山寨	元至元七年(1270)廃
41 三川県	?	秦鳳路鎮戎軍	三川寨	元至元七年(1270)廃
42 冶坊県	貞祐四年隸西寧州	秦鳳路秦州	冶坊堡	元至元七年(1270)廃
43 谷甘県	貞祐四年隸西寧州	秦鳳路秦州	甘谷城	元廃
44 鵝川県	貞祐四年隸西寧州	秦鳳路秦州	鵝川寨	元至元七年(1270)廃
45 西寧県	大定二年(1182)	秦鳳路秦州	甘泉堡	
46 秦安県	正隆中(海陵王)	秦鳳路秦州		嘉靖・道光
47 清澗県	大定二年(1182)	秦鳳路綏德軍	清澗城	順治・乾隆・道光
48 当川県	?	秦鳳路熙州	當川堡	元廃
49 康樂県	?	秦鳳路熙州	康樂寨	元廃
50 懷羌県	大定二年?	秦鳳路積石州	懷羌城	元廃
51 畏谷県	大定二年(1182)	秦鳳路蘭州	宋旧寨	元至元七年(1270)廃
52 阿干県	大定二年(1182)	秦鳳路蘭州	宋旧寨	元至元七年(1270)廃
53 通渭県	再置?	秦鳳路鞏州	安遠寨	万曆・乾隆・光緒
54 定西県	金初	秦鳳路鞏州	定西城	元至元三年(1266)廃
55 通西県	金初	秦鳳路鞏州	通西寨	元至元三年(1266)廃
56 安西県	金初	秦鳳路鞏州	安西城	元至元三年(1266)廃
57 睞寧県	興定二年(1218)	淮南東路泗州	古縣城	康熙・光緒

【表④典拠】『金史』地理志中・下、『宋史』地理志1~3、『元豊九域志』卷1~4、『齊乘』、『元史』

地理志1~3、『大清一統志』。

「県治」の太字は県治の前身の都市的集落が北宋に存在していたことを確認できるもの。

山西でも微増ではあるものの、北宋期の廃止数を超える程ではないので、北宋から連續的にみれば減少の傾向に歯止めはかからなかつた。また、河南では開封府を除き新県がなく県数は停滞しており、内地で実質的に増加したのは山東（山東東西路）のみといえる。ほとんどが金初の劉豫政権によるものであるが、ともあれ、金代の新県が河北と山東に多く分布していることは、金朝政府にとって、両地方が特に重要である統治上の配慮が何かと必要とされていたことを示しているのではないだろうか。なお、県の新設と廃止の時期的傾向については、半数近くが不明なため北宋のように表示することはできないが、表④の「設置時期」をみると、県の新設は太宗から海陵王にいたる初期と安定期である世宗・章宗の治世にかけて行われたものと考えられる。

新県の県城の前身としては、辺境では寨・城・堡などの衛戍地、内地では鎮が多く、在來の都市的集落が好まれる点で北宋とほぼ共通するといえよう（表④参照）。また、甘肅の寨・城・堡は概ね神宗以降に設置されたものであり、金代に新県の県城とされた鎮の多くが宋代以来の市鎮であった。さらに新設の目的からまとめてみると、甘肅における二二県が類型②に属するほか、河北では、かつて宋遼の国境に近在し

表⑤ 県の新設廃止の地域分布（金・南宋）

地 区	新 県	廃 県	増 減
開封 府	1	—	1
京東東路	7	—	7
京東西路	2	6	▼ 4
京西南路	—	※1 6	▼ 6
京西北路	—	3	▼ 3
河北東路	8	2	6
河北西路	11	1	10
永興軍路	1	6	▼ 5
秦鳳 路	22	3	19
河東 路	4	2	2
金 總計	57	26	31
淮南東路	※2 3	—	3
淮南西路	1	1	0
兩浙東路	1	—	1
兩浙西路	1	—	1
江南東路	—	—	—
江南西路	3	—	3
荆湖南路	3	1	2
荆湖北路	—	—	—
成都府路	—	—	—
梓州 路	1	4	▼ 3
利州 路	3	—	3
夔州 路	2	—	2
福建 路	1	—	1
広南東路	2	2	0
広南西路	0	3	▼ 3
南宋總計	20	14	6
全國總計	77	40	37

廃県には表①の新県も含む。

※1 南宋による3県を含む。総計は南宋。

※2 金の睢寧県を含む。総計は金。

かかる金代の新県の内面に迫ることは、史料的な制約が大

きいためにとりわけ困難であるが、嘉祥県（山東濟州）の事例は、北宋と同様な新県の性格を示唆しているようと思われる。金代に山東は黄河の南流により大きな影響を受け、梁山泊の南岸にあつた濟州では州治を外県の任城県城に移転し旧治の鉅野県は放棄されているが（一一五〇）、その直前に設置された嘉祥県は旧鉅野県の住民を受け入れており、同県の設置は水害による環境の激変に対応するためであったと考えられる。嘉祥県の県治が初めてに設けられた山口鎮は北宋熙寧一〇〇年（一一七七）の商税額が三五三二貫で、州治を除いた潞州の主要な場務のある三外県三鎮のなかでも金鄉県の五六三貫に次いで高額であり（『宋会要』食貨一五六表）、宋代でも商業集落としてかなりの規模であったことは確実である。しかしながら、黄河がさらには決潰したときには、県治を山口鎮から移転しただけで県そのものが廢されることはないかった。²¹これは新県の県城に鎮の選ばれことが多いとはいっても、新県そのものは必ずしも特定の鎮本位に成立するのでなく、あくまで一定領域の行政のための存在であったことを如実に示すだろう。

さてここで、金代における県数の増減を北宋・南宋と関連させて考察しよう。表④によると金全期の新設県は五七県で

あるが、他に北宋に廢止されたものを再設置した四県がある一方、二六県が廢止されたので、北宋末期より三五県増える計算となる。南宋では、二七県の増加（新県二〇）、北宋廢県の再設置が二一、廢県一四）なので、金・南宋全体では六二県増加したことになる。なお、金の新設県は南宋の三倍近くあるが、南宋では北宋に廢止された県を多く再設置しているのに対し、金ではあまりなく県の廢止も多いので、実質増加数に顕著な差はないといえる。次に、北宋と金・南宋の両期を比較してみると、県の総数面については北宋では減少した反面、金・南宋では各朝及び両朝の総計でもやや増加している。しかし、設置された県の総数については、九五の北宋の方が金・南宋期における新県を合わせた数（七七県）よりも千多く、廢県では二二の北宋が四〇の金・南宋期を圧倒的に上回っている。これらのことから、中国全土を統一している時期のほうが、分裂政権期よりも比較的積極的に県の設置と改廢を行っていたこと、また、分裂したからといって、南北ともむやみに県を増やす形式的な政策が行われなかつたことを看取することができるだろう。これは、過去の分裂時代とは明確に異なる点である。

以上二章にわたって検討してきた、県の増減は為政者によ

る施策の積み重ねであるともいえる。ところで表②によれば、北宋神宗期の廃県は六七県であるが、これは最終的に廃止に落ち着いたものであり、一旦は廃止されたものの元に戻されたものは除外してある。しかし、それらも合わせれば一四〇県以上となり、太祖の頃を上回る県が時の政権によって整理統廃合されたことになる。これは、宋代において未曾有のことといつてよいだろう。この北宋神宗期に焦点を当て、具体的な国家の政策から県の新設・統廃合を捉え直すことにより、宋朝国家の県に対する姿勢について新たな側面を浮き上がらせることが期待できる。

三 北宋・熙寧年間における県の整理統廃合

この時期の州県など地方行政機関の大きな的な整理統廃合については、北宋の科学者として知られる沈括の『夢溪筆談』卷一二・官制二に当時統廃合された州・軍・監及び県の条項があり、同書の校訂者である胡道静氏により表が作成されている。²⁴⁾また『元豐九域志』を出版した清人の跋文で両書の異同について言及されるなど、昔から一定の注目を集めていたようであるが、北宋史の基本史料『統資治通鑑長編』(『長編』)

に基づき王安石による政策であったことを初めて指摘した、佐伯富氏の「宋代役法上より観たる鄭州廢置問題」(一九三九)が最も重要である。²⁵⁾

その特色は、「冗官冗兵」の削減問題に加えて徭役負担の観点から都市と農村の国家による待遇の不均衡・不平等を論じたことであり、とりわけ統廃合を新法改革の一環として位置づけ叙述したことは高く評価されるべきである。²⁶⁾本章では、佐伯氏の先駆的業績に学びつつ、新法改革を推進する政府が県の総数について如何に手を加えたのか明らかにするために、改めてこの問題を検討したい。作業の手順としては、最初に廃止及び再設置の年代、地域分布、廃止後の旧県城の地位(後身)について全体像を把握する。その上で、『長編』などにある奏議類を通じ、その推移を検証していくこととする。

さて、表⑥は、北宋熙寧年間に統廃合の対象となった県について、胡道静氏の一覧表をもとに、『長編』、『宋会要』方域、『統資治通鑑長編紀事本末』卷七七・州県併廢により修補し路ごとにまとめたものである。この時期における県の統廃合の特徴は、王安石が宰相を務めた熙寧年間に集中して実行されたものの、旧法派が政権についた哲宗元祐元年において大いに復旧されるという急激な展開をたどったことである。

表⑥ 熙寧年間における県の整理統廃合

地区	対象数	復旧数	廃県数
開封府	一	一	一
京東東路	—	—	—
京東西路	1	1	0
京西南路	2	1	1
京西北路	14	10	4
河北東路	17	6	11
河北西路	19	14	5
永興軍路	16	2	14
秦鳳路	2	2	0
河東路	14	11	3
淮南東路	1	1	0
淮南西路	—	—	—
兩浙東路	—	—	—
兩浙西路	1	0	1
江南西路	—	—	—
江南東路	—	—	—
荊湖南路	1	1	0
荊湖北路	6	5	1
成都府路	6	3	3
梓州路	7	5	2
利州路	11	1	10
夔州路	1	0	1
福建路	1	1	0
廣南東路	1	1	0
廣南西路	19	8	11
総計	140	73	67

そこで、表⑥では、一旦は統廃合されたが県に戻されたものと、復旧されず結局廃県となつたものを区別できるようになつた。これによると、対象全体では、河北が最も多く、四川がそれに続き、河南、山西、陝西永興軍路、広南西路など華北及び内陸・辺境部が主な対象となつており、山東、淮南、江浙、福建、広東など東部沿海地方ではほとんど行われていなかつことが確認される。そして、ほとんどすべてが復旧した地方（湖南・湖北と山西）がある一方、永興軍路や四川のようい復旧のあまり行われなかつた地方があり、河北でもそのまま廃県とされたものがかなりあるなど、旧法政権によって全てが元に戻されたわけではなく、結果的に太祖期に次ぐ規模の

整理統廃合となつたことが指摘できるのである。

この統廃合策の起源は、既に指摘されているように、仁宗期の范仲淹や歐陽脩らの奏議に遡る⁽²⁸⁾。それらは、戸口が非常に少ない地方では州県官府を維持するための負担により住民が疲弊し、国家としても経費に見合う利点のない状況を個別具体的に指摘し、当該官府の降格廃止と領域の合併を主張したものである。これが王安石によって、役法改革とも関連して全国的に推進されたわけであるが、統廃合は皇帝自らの意思でもあつた。

熙寧元年（一〇六八）五月、神宗は輔臣に対して「天下五代に分裂せし自り、擅に一方に拠り、多く郡県を置き以て疆圉を固む。是に由り、役繁く民困しむなり。其れ之を併省するを議せ」と指示し、先ず慶成軍（永興軍路）と昇平県（同路坊州）が降格廃止されたといい、その条では、『長編』の撰者李燾による「上語云云は、新政併省の発端を為すが似」との註記が掲げられている⁽²⁹⁾。そして、河北西路の通利軍を黎陽縣に降し衛州の管轄とした際には、宰相の王安石に「河北大抵立州県太多」と述べ、王安石は「則河北州縣可併處甚多也」と答えていた（次の引用文参照）。また同年間、河北に対する施策について神宗に問われた御史盛陶は「朝廷便民省

役を以て、郡県を廢するを議するは、誠に便なり。然るに沿辺の地相い属く。北平（軍）の如きは海に至ること五百里を過ぎざるに、其の間城を列ぬること十五なり。祖宗の意識固より所在有り。願わくは旧貫に仍らんことを」として、政權側の意向をひきとりつつ、保守的な立場から慎重な姿勢を示している。これらやり取りをみると、皇帝自身、河北の州県の数が過剰で整理すべきとの意識をもっていたことがわかる。実際、河北において重点的に統廃合が行わたることは既に述べた通りである。このように、州県の整理統廃合が王安石の政策に基づいていることは確かなことであるが、皇帝がそれを支持していることによって初めて可能であったこともまた見過ごすことのできない点である。もともと、県の統廃合は熙寧年間に実施され、王安石の下野した元豐年間にはほとんど行われなくなるばかりか、元に戻されるものもでてくる。王安石の意図と周囲の反応を探ってみよう。

権河北監牧使周革言えらく、「本朝黎陽を建てて通利軍と為すも、調度賦役は古と殊ならず。而るに戸口は古と比ぶるに纔か十分の一なりて、民の力役に困しむこと甚しきを為す。乞うらくは軍を廢して県と為し、衛州に還属せしめんことを」と。之に従う『旧紀』に月末、通利

軍を廢すと書す。『新紀』書さず。是に於いて、上執政に謂いて曰く「河北大抵州県を立つること太だ多し」と。王安石、因りて秦の小邑を用て大城に并せ卒に以て彊を致すを論じ、唐の三受降城を築く事に及ぶ。且つ曰く「今、市人公人併合を願はず。併合せんとすれば即ち多く状を朝廷に進め、人多く之に従う。已に併せて復た分析者は一に非ず。小人の狃見なること此くの如し。一県を併す毎に、輒ち不便を言う所なり。凡そ不便を言うものは多く是れ県解に近く資産有る豪宗及び公人のみ。朝廷若し能く此を察すれば、則ち河北の州県の併すべき處甚だ多からん」と。

（長編）卷二四、熙寧三年（一〇七〇）八月甲戌）

ここで王安石は、戰国秦が商鞅による県邑の整理で国力を高めたことと、唐朝が「三受降城」を築いたことを引き合いに出しているが、これは州県の整理統廃合を推進する一方で、辺境では本格的な拠点づくりに乗り出すことを示唆していると考えられる。そして、神宗以降西北方面では新法系政權により、路の設定、軍團の展開、通遠軍（のち鞏州）をはじめとする州・軍・県の新設、各種城郭堡塁の建設を伴う積極的拡張策が推進されたが、それが大いに国力を傾けながら多難

であることを懸念する者は当初から少なくなかった。⁽³³⁾ 王韶により提起、実行された、かかる対外策を王安石はつよく支持していた。⁽³⁴⁾ 王安石としては、それは確かに莫大な経費と労力を要するものであるけれども、西夏を圧倒する体制を確立することにより、「三受降城」のごとく「冗兵」を抑える効果をもたらすと構想していたのではないだろうか。⁽³⁵⁾ つまり、「冗官」のいる内地の州県を統廃合して経費を節減し民力を保つことと、その余力を西北の経略事業に投入することは相互に関連しており、矛盾するものではなかったのである。

もともと、この時期に州県が新設された地方は、西北や湖南のよう⁽³⁶⁾な周縁的な地域ばかりではない。表①をみると、決して目立つものではないけれども、南方で新県が成立していることが確認できる。しかしながら、華北と四川地方では新県は全く存在しないのである。このように、北方及び内陸の地方だけが整理統廃合の波にさらされたことは歴然としており、それは直接的な利害のない士大夫にも反響をもたらしたようである。そうしたものとして、陳瓘の「重南輕北」論を挙げることができる。

『長編』卷一四六、熙寧六年（一〇七三）七月庚午条の註に引用される、陳瓘の『尊堯集』の序には「安石論ずらく、

河北は民徭を省くを要す、以て州を減じて県と為すべし、と江南の利害を言うに至らば、則ち州県析つべしと曰う」との記述があり、王安石が河北では住民の徭役負担を軽減させる建前で州県を統廃合して減らし、江南地方では逆に分離して増そうとしている、との主張が読み取れる。本書の抄本と刻本は北京市内の図書館に所蔵されているというが、筆者は未見である。しかしながら、『長編』の註には続けて『尊堯余言』が引用されているので、議論の内容を推し測ることができる。そこでは、「九重の宮闕は天地の中央に都し、祖宗の陵寝は大江の西北に列ぬ。欽若金陵の請、安石併析の議は、分南分北するものなりて、偏りて還らず」と述べ、王安石が推進する州県の整理統廃合は、南北の和合を損なうものであると批判している。この文章ではさらに、「下等、南を重んじて北を軽んじ、目前を取快す」と述べており、王安石以下南方出身者により主導され「偏」向した新法官僚の政治を批判するなかで、州県の統廃合を地域主義（重南輕北）の現れとみなしているのである（陳瓘自身は南方福建の南劍州沙県出身）。

宋代では統廃合が行われると、州・軍は県に降格の上で旧属県とともに隣州の所管とし、県の場合は管内の郷を周辺の

県に分割し、旧県城は鎮とすることが一般的であった。次に掲げる詔勅は統廃合によって県鎮に格下げられた旧州県の人事に関するものであり、熙寧年間の終わり頃には統廃合が一段落ついたことを示唆しているのである。

詔すらく、州を廃して県と為し、県を廃して鎮と為さば、即ち兵を兼ぬ或いは県万户・鎮千戸以上ならば、転運司に委ねて知県・監鎮官を挙げしめ、余は初廃に非ずんば、並べて銓院より選差せよ、と。

(『長編』卷二六二)熙寧八年(一〇七五)四月丁卯)統廃合策への反対・異論は熙寧年間から多かつたようで、権河北西路転運使劉航(劉安世の父)は新法批判の一貫として統廃合された県を全て復旧すべきだ(尽復廢県)と主張していた⁽³⁷⁾、個別的には以下のように新法派官僚の内にも見直しを求める声があった。

(梓夔路察訪司)又た言えらく「遂州青石県・合州赤水県、主戸は各おの三千戸以上に及ぶ。昨に並べて廃して鎮と為すや、人以て便と為さず。乞うらくは旧に仍りて県と為さんことを」と。之に従う。仍りて転運司をして元相度したる官を効し以聞せしむ。

(『長編』卷二五二、熙寧七年(一〇七四)四月甲午)

そして元豊年間になると、統廃合された州県の復旧が次第に増えつつあつたことは、

詔すらく、慮る併廢を経たる州県の今より旧に復す者は、元建議したる官の職位・姓名を具し以聞せよ、と。上以えらく、州県を併廢するに、使に出来る者、剩の役錢を増すを以て功と為さんと欲す、と。故に考察せしむ。

(『長編』卷三四六、元豊七年(一〇八四)六月丙申)

とあるように、統廃合されたものの結局もとに戻さざるを得

なかつた州県について、その統廃合を要請した官員の責任を追及する詔勅が下されたことから窺うことができる。このよ

うに元豊年間、統廃合策は転機に差し掛かっていたといえるが、同八年三月、神宗が没して幼少の哲宗が即位し司馬光ら

旧法派官僚が政権を握ると、統廃合された州県全てをもとに戻しかねない反動的な状況となつた。表⑥にて示したように、統廃合対象県の半数以上が復旧しているが、その最多数を占めるのは元祐元年（一〇八六）中に復旧したものなのである。

詔して、併廢したる州県は、諸路の転運・提点刑獄・提挙常平司をして同に合に廢併すべきと合にすべからざることを相度し以聞せしむ『玉牒』乙丑、諸路に詔して廢併せらる州県を相度せしむ。〔長編〕卷三六五、元祐元年二月乙丑)

さて、この詔勅は、各路の監司に対し既に統廃合されている州県について、統廃合の妥当性を検討させる内容であるが、これを境に廢県の復旧が激増していることから、復旧を促進する意図のもとに下されたことは明らかである。³⁸しかし、元祐二年（一〇八七）一二月丙申、ある官僚の上言に応じてこの詔勅は廃止され、以降、復旧はほとんどみられなくなる。

詔勅の廃止を求めた官僚の見解を紹介しよう。

伏して熙寧・元豊の間を見るに、州県を併廢すること甚だ多し。其の大要は以て官吏を省き力役を實やかにするを欲するなり。近歳、議者頗る謂う、州県を併廢せば、以て官吏を省き力役を寛やかにすべきと雖も、而れども害を無くす能はざる者あり、封疆既に闕かば則ち税租を輸る者或いは道途に咨怨し、官吏既に去らば則ち盜賊を為す者或いは市邑に公行し、以て訟訴追呼に至り、皆な其の便に非ず、此れ朝廷慮らざるを得ざるなり、と。

〔長編〕卷四〇七、元祐二年（一〇八七）一二月丙申）ここでは先ず、神宗期における州県の統廃合について、その弊害が看過できないとの見解が示されている。そのため、弊害が明白なものが復旧されることは是認しているのであるが、その上言の目的は、次の部分にあると思われる。

元祐元年二月九日に勅を降し相度せしめて自り二年に幾し。其の利害明白にして以て復ざるべからざる者は令下るの初に皆な已に復すなり。其の以て復すべき、以て復ざるべき者は仍お遷延して今に至るなり。……故に遷延して今日に至りて復す者は皆な利害明白なりて以て復ざるべからざる者に非ざるなり。況んや朝廷差役法

を行いし自り、中外以て宜と為さざる莫し。而るに論者

独り以えらく、地薄く民貧しきの邑の郷村応役の戸多からざる者は番休するを得難く患を為すなり、と。此れ州県所在の利害同じうせざると雖も、要むる役人の以て更に増添すること有るべからざるは、乃ち天下の同じうす所なり。今、諸路方且に前歳一時の指揮に攀縁して県を復すこと已まらず、郷村の力役を増し、以て坊郭を利せんとす。臣窃かに以為えらく、便に非らざるなり、と。臣欲し望むらしくは、聖慈特に指揮を降し、其の元祐元年二月九日の勅は、更めて施行せざらんことを、と。(同上)この官僚が旧法系であったことは差役法の復活を支持していることから明らかであるが、注目すべきは、零細な状態にある廢県まで復旧してしまうことに疑問を呈している点である。つまり、復旧が適切な規模や条件の範囲を超えて行われ、坊郭戸など一部の住民を利する不公平なものとなつていてることを指摘し、それをやめさせるために、先に引用した「元祐元年二月九日(『長編』等によれば乙丑六日)」詔勅の廃止を要請しているのである。このように、穏当な見識を持つ官僚もおり、旧法政権になつたからといって、佐伯氏の言われるようすに全てが元の本阿弥となつたわけではなく、かなりの県

が廃止されたままとなつた。

ところで、『長編』の註は、新法系で「朱本」「旧録」と称される紹聖年間編纂の神宗実錄や神宗史(旧紀)の記述のうち、南宋紹興年間に再編纂の実録(新録)や国史(新紀)で削除された部分を示しているが、統廢合についても指摘がなされている。例えば、鄭州復旧に関する記事の註では、

『旧録』に云く「熙寧の初に、鄭の吏民、徭役供億するを以て公私疲弊し、省いて畿邑と為すを願い、詔して其の請に従う。是に至り、監察御史劉拯及び臣令周邠の請有るを以てすなり。『新録』に辨して曰く「鄭州、熙寧の初に廢せられ、元祐の初に復す。廢併・興復の由は、各おのの當時に繋り、必ずしも並て載せず。『熙寧』自り『是』に至る二十七字は並べて刪去す」と。

(『長編』巻三十六、元豐八年(1085)一月壬寅)
『旧録』に云く「詔して鄭州は旧に依り復して奉寧軍と為す。先帝民の力役を弛めんとし、故に鄭州を併せて県と為し以て役人を寛減す。是に至りて又た其の軍額を復す」と。『新録』に辨して曰く「但だ當に州県の併復を直書すべし。慮に更に議論を立つべからず。『先帝弛民力』自り『復其軍額』に至る二十四字は、並べて刪去す」

と。『長編』卷三六四、元祐元年（一〇八五）正月辛丑などとあり、旧法の側に立つ『新録』が『旧録』の記述を削除し、廃止と復旧の背景をあいまいにしていたことが判明する。また元祐元年二月乙丑勅廢止をめぐる記事では、

『旧録』に云く「詔して已に廃したる州県を復す勅を罷む。熙寧間、州郡県を裁併し、以て官吏を省き力役を寬やかにす。元祐の初に至り、事に任るの臣、務めて前を変うるを以て是と為す。廢を興す所多く、一邑に民役を増すこと数百なりて、農人を困しめ以て市賈を利す。議者率ね以て非と為し、遂に此の令を蠲く」と。『新録』に辨じて曰く「已に廃したる州県を復す勅を罷むは、已に其の実を載すればなり。史官の言、合に刪去すべし」（『長編』卷四〇七、元祐二年二月丙申）

との註が付せられ、『旧録』が元祐元年における州県の復旧がほうぼうで農民を苦しめ、見直される結果となつたことを記す一方、旧法派の『新録』がそのことを削除し説得力に乏しい言葉で説明しているのは、元祐元年における廢県の復旧には杜撰な面がかなりあり、旧法政権にとって不都合な記録として抹殺する必要を感じさせるものであつたことを示唆しているだろう。さらに旧法側の史料は、熙寧元年の慶成軍降

格をめぐる神宗の発言も削除しており⁽³³⁾、同年間の大々的な整理統廃合は、旧法系とりわけその復旧を推進した者にとってできるだけ触れたくないことであった。

もともと、先に引用した『長編』卷三四六、元豐七年六月丙申条の註では「朱本」改“欲以增剩役錢為功”、但云“妄有申請”。今從旧文」とあり、新法系の実録では、「役錢」徵収実績を上げる目的のため不適切な県の廃止があつたことについて原本である元祐年間の実録から削除されているようであるが、これは廢県の復旧を主張する劉摯や王巖叟らが弊害として批判していた点であり⁽³⁴⁾、新法側でも不都合なところは削除していくことがわかる。

とはいっても、例えば陳瓘の『尊堯集』は、哲宗紹聖年間以降の新法政権下、王安石の日録に依拠して改修された『神宗史』が「是非を変乱し、伝信すべからず」として著したものであるが⁽³⁵⁾、当事者である新法側の記録を一方的に排除しているようであり真に不偏不党な姿勢に基づいているとは見なし難い（本書は史部の史評類議論之属に分類⁽³⁶⁾）。その点、南宋人である李憲が旧法の側に立つ反面、史学家として客觀性を重んじていたことは周知の通りであり、彼が復活させた新法系の記録によって州県の整理統廃合の推移や詳細が明らかとなつた

事実を見逃すわけにはいかないであろう。

以上により、王安石政権が創立期の太祖期に次ぐ整理統廃合の実績を残し、南北の状況にあわせて県の数を調整する点で一定の成果を上げたものの、その意図が後の為政者に評価、継承されたことがなかったことを指摘できるのである。

四 県の存立と国家、地方社会

これまでの本稿の主な内容は、北宋から金・南宋における県の増減の流れをつかもうとするものであった。ここでは、そうした流れにおいて展開した、北宋における県の新設と廃止に対する国家と地方社会それぞれの具体的な関与のあり方や姿勢の特色を捉える課題に取り組みたい。先ずは前章を受けて県の統廃合から検討してゆこう。

元祐元年（一〇八六）、侍御史劉摯らは、熙寧年間における統廃合策を批判する上言のなかで「四方の百姓、引領し以て城邑の其の故に復すを望まざる莫く、而うして欣然として力役を出し以て上に奉公するを願う」として次のような廢県住民の声を紹介している。

臣昔嘗て相州永和県を廢して鎮と為すの初を親見するに、

永和の民、相い与に官に号訴して曰く『官中の歳の利とする所は幾何なるか知らず。百姓は其の数を計り均しく之を認め、二税に隨い以て納めんことを願う。幸わくは吾邑を留め廢さざらんことを』と。官敢えて其の詞を受けず、竟に之を廢す。陛下此を以て廢邑の人情を觀んことを。宜しく復すべきや否や。又た親見するに、恩州漳南鎮の百姓州に告ぐるに、自ら材植を備え、公力を出し辭字を修め、倉庫を完うし、本邑を復置せんことを乞う。

（『長編』卷三六五、元祐元年二月乙丑）

永和県や漳南県など河北の廢県においては住民が県の復活を強く望み、そのための諸負担も自発的に申し出ていたといふが、北宋の広東梅州や広西龐州においてもその県降格をめぐって同じような状況が記録されており⁽⁴⁾、統廃合によって官府との往来が困難となり、納稅や訴訟上不都合が生じ、治安秩序も悪化するといった状況に対しても、住民側が復旧を公式に陳情し、そのための負担増を受け入れることは決して珍しくなかったようである。しかしだからといって、そうした陳情が常に住民全体のコンセンサスの上で行われたとは、額面通り受け取るわけにはいかないように思われる。先の龐州及び白州の場合、『宋会要』方域七一・九・三〇、州縣陞降廢

置雜錄、紹興六年（一一三六）八月二九日条には、「

時に臣僚言えらく「嶺外の州軍、多く是れ偽漢建置し、徒に虛名有り。龔・潯・貴・白の如きは、州毎の戸口数千を帰めず、一州の租税を竭すも官吏の費すを償う能はず。白州、鬱林州を距つこと終八十里、龔州、潯州を距つこと六十里なり。国朝以来、屡しば廢併を経たり。政和六年（一一二六）、白州放罷吏人盧暉、本県人戸の姓名を偽作し、妄りに情願と称するに因り、租税の額外より貫毎に税錢五百足陌を増添し、米は碩毎に三斗を加増して、官吏を贍給すとし、復して州と為すを乞う。龔州も亦た平南県染甚の状を陳ぶるに因り、二税に米錢を添納すること各おの二分とし旧に依りて州と為すを乞う。

本路の帥司・監司実の利害を顧みず、指揮を取降し、並びに州額を復す。前任の広西提点刑獄公事巡歴し白州に到るや、博白県百姓の実を奏する（あるいは人名秦実か？）等の状に拠るに、初の税錢等を増添するに従うは、即ち人戸の情願に非ず、辺遠の州軍輸納前まず以て逃竄するを致すなり、と。旧額に依るを乞う。龔州の人烟も又た白州に逮ばず、並びに廢併を乞う。両州の増す所の苗税を將て悉く改正を行い、旧額に依り均敷し、本路の監司

に劄下し行うべきか相度せしめんことを」
との上奏があり、戸数が少なく官府の人物費を捻出することさえ困難なために県に降格された白州と龔州では、住民が州の維持費を両税に加算して負担するとした請願書が提出され復旧となつたが、それは降格によつて失職した胥吏などが捏造したものであつたといい、実際には住民は負担増に苦しみ、廢止の方を望んでいたようである。また、前章でも紹介した元祐元年二月乙丑詔勅の廢止を求める某官僚は次のように指摘しております。

臣愚窃かに謂えらく、州県を興復するは、若し別に大いなる利害無くんば、則ち惟だ坊郭近人（近上）の人戸之を便とすのみ。郷村の上戸は乃ち其の弊を受くなり。何を以て其の然るを知らんや。州県既に復さば則ち井邑盛にして商賈通じ、利皆な坊郭に帰す。此れ坊郭上戸の便と為す所以なり。復するに小邑を以てせば役人數百を添え、役は皆な郷村より出ず。此れ郷村上戸の其の弊を受く所以なり。……彼の坊郭上戸同利の人を倡率し、郷村の下戸を誘い、共に陳請を為す。転運司従わざんば則ち提刑司に訴え、提刑司従わざんば則ち転運司に訴え、前官聽さざんば則ち後官に訴え、必ず復するに至りて後已

むなり。〔長編〕卷四〇七、元祐二年一二月丙申)

統廃合された州県の復旧は、治所の商業を振興させその住民（坊郭戸）にとって都合の良い反面、官府維持の負担を農村部とりわけ上等戸に押し付けるものであった。そして、統廃合の適否を検討する権限をもつ監司⁽⁴⁴⁾に対して行われた請願運動は、最大の受益者である坊郭戸上層に主導され、目的を遂げるまで続いたという。以上の史料から、県の存続はそこに勤務する胥吏や官府に頼るところの大きい県城住民にとって死活問題であって、それだけ強く統廃合に反発し復旧のため具体的行動に出たこと、地域全体の立場を主張しながら自己の利害を色濃く反映し、必ずしも全体的な合意に基づくものではなかつたことが読み取れる。

このように、往々にして既存県の廃止・降格は住民とりわけ県城の坊郭戸や胥吏といった層の反発を惹起し、為政者としても一部とはいえ彼らによって形成される“世論”を無視し続けるのは困難であったようである。それでは、新県の成立においても統廃合でみられた現象と通じるものがあるだろうか。この点を、北宋後半のある事例から検討してみたい。

大運河に沿う宿州零壁県（現安徽省靈璧県）は、元祐元年（一〇八六）四月に零壁鎮を昇格することで成立したもので

ある。戸部は、その新設の理由を盜賊の横行による治安悪化に対処するためとしていたが、注目すべきは、同じ年の七月には転運副使趙偆の要請により鎮に戻されてしまい、同七年正月に再設置されたことである。⁽⁴⁵⁾〔長編〕卷四〇七、元祐二年一一月丙辰条の「復漣水軍」の註をみると、趙偆が零壁県の設立に反対した理由がわかる。

初め元豐の間、務めて徭役を省き、嘗て郡邑を併廃し、自後稍や或いは改復す。是に於て、漣水県も亦た軍に復すを求む。而うして零壁鎮も又た已に陞せて県と為すなり。偆以らく、郡邑を廢興するは、大いなる利害ありて已むを得ざるに非ずんば、何ぞ必ず改作せんや。今軍を復し縣を立つれば、則ち必ずや官吏を増置し、戸税を遷易し、擾費すること甚だ重し。城郭の民、利交易に在ると雖も、而れども農民実に其の害を被るなり。乃ち独り上奏して之を論じ、先帝の詔の如くし且つ零壁を罷めんことを請う。是に由り、復た零壁縣を罷め、而うして漣水は軍使を立つに止む。

趙偆は、漣水県を軍に戻し零壁鎮に県を置くことについて、利益を享受するのは商業に携わる県城（もと軍城）と鎮の住民であって、農民の負担が増加するだけであることを主張し

たようである。趙偊の上奏は、既に紹介した某官僚の上奏と共に通しており、あるいは同一人物かもしけないが、ともあれこれにより、県の新設の場合でも、住民の大部分を占める農民の負担が重要な論点となつたことが指摘できよう。では、なぜ零壁県は数年すると再び設置され、以後存続していくことになったのであるうか。この問題と関連しては、再設置後のものである、蘇軾（當時兵部尚書）の上奏文「乞罷宿州修城狀」（『蘇軾文集』卷三五、奏議）が興味深い事実を示している。

零壁鎮の人戸斬琮等、先に本路及び朝省を経て状を陳べ、零壁鎮を改め県と為すを乞う。却って転運使趙偊の状称に準り、看詳し得たるに、元は只だ是れ本鎮官勢有力の戸、意の欲すところは県を置き諸般の官運を増添せんとて、妄りに状を陳ぶ有るのみ、と。尋いで勅に准り奏に依り、旧に依りて鎮と為す。後來、転運使張修等及び知州周秩別に奏請を行ふ有りて、却って県を置かんと欲し、仍りて本鎮人戸の状称を取得するや、所有県を置く費用は、自ら錢物を備うと情願す、と。朝廷信憑し許して県を置かしむるを致す。臣今体訪し得たるに、零壁の入戸上件の錢物を出辨するは、深く易からざるを為す、

と。元料りし県を置く用錢四千五十餘貫は、今年八月の終に至り、已に一千八百五十貫を納むるも、其の余の未だ納めざる錢數は、是を認むるに催納行われず、縱使い催納を行うを尽くすも、亦た使用足らざるを恐る。……委に只だ是れ本鎮の豪民斬琮等私百に計を為すのみ。却つて近下の人戸をして一時に錢を出さしめ、深く便ならざるを為すなり。

これによると、零壁県の設置は零壁鎮の住民である斬琮らの陳情を発端とするものであったという。そして再設置の時には、費用を住民側で供出するとの申し出により、政府の信頼を得て認可されていたことが判明する。しかしながら、それらのことは一部の有力者が恣意的に推進したものであり、住民各層に諸経費を負担させることのが困難だったのは当然のことであった。ここで斬琮は「本鎮豪民」とも呼ばれ、別の史料をみると「前婺州司戸參軍」の経歴をもつ官僚であり陳情書（狀）で治安や税物輸送面における住民の利便を説いていたことがわかるが⁽⁴⁷⁾、それもまた趙偊が鋭く指摘し蘇軾が敷衍するように、鎮が県城に格上げされることに伴う何がしかの利権を狙つてのことであつたのだろう。そして、先ず監司や知州が提起し、その後で住民の意向を聞いたという再設置

もまた実のところは「官勢有力人戸」や「城郭之民」の根強い運動が功を奏したものに違いない。

おわりに

このように、廃県の復旧と同様に住民全体の利益と称しながら、必ずしもその合意を得ることなく一部の者が勝手に多大な地元負担を要する県の新設を求めることがあった。零壁県の場合、蘇軾はより重大な問題である宿州城の城郭建設を止めさせることに力点を置き同県の存続を認め、その経費を城郭建設費より流用することを提案したため、再廢はなかつた。⁽⁴⁸⁾しかしながら、蘇軾は本上奏でその經緯と客観的状況から零壁県設置の必然性がほとんどないことを表明しているのである。この時代、当局者の支持を得れば、地域の有力者達は県を新設させたり統廃合を阻止したりすることが期待できただが、その一方で、為政者には地元の『情願』が往々にして特定の利害中心に出されることもまたよくわかつていていたように思われる。そして、趙偁のように県の新設にも廃県の復旧にも慎重な姿勢で臨む官僚は現実に存在していた。そのため、地元の『意向』が新たな県の成立に結実するためには、既存県の統廃合に反対する場合以上に高い壁を乗り越えなくてはならなかつたのである。

一般的に既存県の廃止・降格は地域住民の反発を招き、廃県の住民には県の復活を求める傾向が強いようである。例えば、前章の冒頭でも挙げた旧永和県・漳南県は、侍御史劉撃らの言及にもかかわらず結局元に戻されることのなかつたものであるが、特に漳南県は仁宗の至和元年（一〇五四）に廃されたものであり、復活を望む地元の意向の根強かったことがわかる。南宋では、初期の紹興年間に戦乱により荒廃した淮南・湖北湖南・嶺南などで廃県が若干行われたが、そのほ

とんどが一時的なものであった。通山県（太宗期新設）の場合、二百戸まで減少したので廢して県城を鎮に降格し県尉を置いて盜賊に備えたが、八百戸程に回復した（年後には、税物の輸送に苦しんでいることを訴える「税戸」石英らの要請⁽⁵⁸⁾を認めて復旧しており、当時においても住民の県存続に対する意識が強かつたことが窺える）。南宋では、州県の統廃合は政策的に推進されなかつたといつてよく、紹興年間における統廃合は最初から暫定的なものと位置づけていたようである。⁽⁵⁹⁾ そしてこれらのこととは、紹興年間の歴史編纂で詳細な記述を避けたように熙寧年間の統廃合に繼承すべき意義を見出さず、また個別的に必要性をあまり感じなかつた南宋の為政者の姿勢を反映していると考えられる。⁽⁶⁰⁾

前章で示してきたように、統廃合については、胥吏や県城住民など衙門の存在に依存する既得権者を中心とした層の反発が強かつた。しかし、廢県の復旧運動がかかる層に推進されたものであつたとしても看過できないのは、その運動に「郷村之下戸」が加わることもあつた事実である。「坊郭上戸」などに「誘」われたものと指摘されており（前章引用の『長編』卷四〇七、元祐二年一二月丙申条）、それは強制的に動員させられたというよりも自發的に呼応したもののように思

われる。つまり、県城の周辺農村部でも職役義務のない戸等の低い小農民にとつては県の存続する方が「賦稅」の「輸納」に都合がよく、「豪強」を「彈治」し「盜賊」を「警捕」してもらうこともあるので、利点がそれなりにあり、それ故応じたのではないだろうか。そして、廢県の確定や復旧は多くの場合、「并省し以て民に便ならしむ」（第一章引用『長編』卷一三、開宝五年四月庚寅朔条）とか「廢して鎮と為すや、人以て便と為さず」（第三章引用『長編』卷一五一、熙寧七年四月甲午条）といった言辞に象徴されるように、地域全体の物的基盤や利害、世論を考慮して行われることが一般的であつたと考えられる。

なお、県城は行政の中心地としての機能と地位を有し、それは商業活動など経済面でも重要な意味をもつっていたようである。そのため、零壁鎮のように鎮の住民が県城への昇格を意図して県新設を運動することがあり、南宋にも類例がある。しかし、そのようなことは、あまり成就したわけではない。なぜなら、点でなく面を統治対象とする、県の新設は周辺住民各層に影響を及ぼし、多大な負担を転嫁する性格があつたからである。⁽⁶¹⁾ 以上のことから、廢県を復旧することにせよ、県の新設を実現するにせよ、その存否は必ずしも都市民の意

向だけに左右されたのではなく、周辺農村部の存在を軽視することはできなかつたといえよう。

つまり、国家としては、地域の反発を招きかねない県の廃止を行う必要性とメリットは北宋熙寧年間以降なくなり、他方において一部住民が新県を熱望するからといって簡単にはそれに応じて新設を認めない傾向にあつたと総括できる。すなわち、既存の県はよほど物的基盤が脆弱か放棄せざるを得ない特異な事情でもない限り、統廃合が検討されることはなかった。そして、定着した新県の多くは、たとえ在地有力者の意向に拗り住民各自の合意を経たものでなくとも若干の利點もあるため追認され、また官側としては近隣の州県との調整が可能で、出費や住民負担に見合うものであつたと考えられる。総じて宋代においては、県の廃止と新設は様々な条件を満たさなければ実現困難であつて、國家・地域双方の一方的な恣意は貫きにくく、それは時代が下るにつれてより明確となつていつたのである。

註

(1) 拙稿「南宋における新県の成立—江西・江浙・広東を中心として—」(『史林』八三一三、一〇〇〇)。

(2) 初出一九八〇、『唐宋変革の地域的研究』(同朋舎、一九九〇) 第I部第二章。

(3) 『中国史研究』第一卷、東洋史研究会、一九六九、再録。

(4) 桑原隠藏「歴史上より観たる南北支那」(初出一九二五。『桑原隠藏全集』第二卷、岩波書店、一九六八)。

(5) 『太平寰宇記』卷一一、江南西道九・南康軍

南康軍(理星子県)、本江州星子鎮。以落星石為名。皇朝大平興國三年、以地當要津改鎮為星子縣。至七年、於縣置南康軍領星子縣、仍割江州之都昌・洪州之建昌等縣以屬焉。

(6) 『元豐九域志』卷五、淮南西路に「大平興國三年、以廬州巢縣無為鎮建軍。治無為縣」「大平興國三年、以廬州巢・廬江二縣隸軍。熙寧三年、析二縣地置無為縣」とある。

(7) 『太平寰宇記』卷一〇六、江南西道四・洪州
新建県(西二里、十二郷)、南昌県地。皇朝大平興國六年、割南昌水西一十四郷置新建県、仍於州城升平里(外平里:宋本)故唐將(偽將:宋本)林仁肇私第充廩廐署。

(8) 『長編』卷二四一、熙寧六年(一〇七三)正月月末條。
(9) 『太平寰宇記』卷一〇六、江南西道四・筠州
新昌県(西北一百八十里、七郷)、本高安県管古宜豐(県)地塙步鎮。皇朝太平興國六年、以高安県見管一万四千五百七十二戸余、分太平(太和:宋本)等七郷計四千七百九十六戸、於此置

新昌県。從転運司之奏請也。

(10)『太平寰宇記』卷一〇九、江南西道七・袁州

分宜県(東八十里、新割十鄉)、本宜春縣地。皇朝雍熙元年八月、析宜春神龍等二十鄉、置分宜県、以便民、欲當宜春・新喻兩縣界之中也。

(11)『宋会要』方域六一二八・二九、州県陞降廢置三、元符元年(一〇九八)六月二六日

湖南安撥(撫)申「潭州長沙・湘潭縣戶口獄訟繁多。乞將長沙

縣二十二鄉數內撥出附近五鄉、及湘潭縣管下八鄉、于內撥出兩

鄉共七鄉、別立為一縣、以善化為名」從之。

(12)『宋会要』方域二二一・八裏、市鎮雜錄、元祐元年(一〇八

六)四月二十五日

前婺州司戶參軍斬穢等狀「宿州零壁鎮係屬符離・虹兩縣、又在符離・蕲・虹三縣、盜賊転徙、艱于掩捕、良民不得安業。欲乞、

將符離・蕲・虹三縣近零壁鎮鄉管割屬本鎮仍改為縣。如此則三

縣遠鄉皆為近境、人戶輸二稅請苗役順便」從之。

(13)『淳熙三山志』卷二、地理類三・叙県

望懷安。州西北二十里。皇朝大平興國六年、郡守何允昭奏、閩

縣画疆不啻百里、戶僅二万、吏惠簿籍繁徵輸遠。析九鄉八千戶

置。初治莘原江北三十里。咸平二年、転運使丁謂奏、移石岊。民便之、始広故駅為今治。

(14)『宋会要』方域七・一六裏、州県陞降廢置四、紹興二年(一

一三三)三月一九日

廣南東路經略安撫・転運・提刑司言「潮州揭陽県、因宣和六年本路經略司相度、將海陽縣所管戶口析為二縣、添撥官屬。今詳究得、元初所乞共為劉花三等作過、多在本處山林藏伏、是以添

縣控扼、此外別無利害、徒置官吏費用。欲乞罷縣、將元撥鄉村

戶戶依舊屬海陽、縣尉兩員內撥一員并本州水陸同巡檢各就揭陽縣、相度控扼去處駐劄、委是利便」從之。紹興八年八月八日、詔、潮州管下地名吉帛村、復置揭陽縣。從本州之請也。

(15)『長編』卷六五・景德四年(一〇〇七)正月丁卯、同卷六・同年七月庚午条。

(16)『長編』卷三四一・元豐八年(一〇八三)一一月戊午、同卷四〇九・元祐三年(一〇八八)三月乙丑条。

(17)『大德昌國州志』卷一・沿革・敘州

熙寧六年、部使者以蓬萊・安期・富鄉三鄉居大海中、期全不時

置尉主鬪訟之事。既而創縣、名為昌國。意其東控日本、北接登

萊、南亘甌閩、西通吳會、東海中之巨障、足以昌壯國勢焉。八

年又益以定海縣之金塘鄉。紹興十三年、戶部員外郎沈麟編類民

籍、戶計万余、而丁口再倍。

(18)『元豐九域志』卷九・廣南路・廉州、同卷三・陝西路(永

興軍路・慶州)

(19)この点を整理した、別稿「宋朝統治体制における小都市―県城・鎮・寨―の体系化」(仮題)を予定している。

(20)『金史』卷二五・地理志・中(山東西路)に「濟州、中、刺

史。宋濟陽郡。旧治鉅野、天德二年(一一五〇)、徙治任城県、分鉅野之民隸嘉祥・鄆城・金鄉三縣。戶四万四百八十四。県四

鎮」とある。同県の設置は、皇統年間(一一四一~四九)のことという(『大清一統志』卷一八三、山東濟寧府)。

(21)『大清一統志』卷一八三、山東濟寧府・古蹟(嘉祥故城)。

(22)河北の衛(濬州)・蒲台(滨州)・德平(德州)及び鄉寧(河東路慈州)。

(23) 新県・再設置県については拙稿の表①②参照。廃県は以下の通り。中廬・鄧城・唐城(以上京西南路)、仙居(淮南西路)、長江・遂寧・青石・龍水(以上梓州路)、臨岡(荆湖南路)、信安・建福(以上広南東路)、永寧・武化・応山県(以上広南西路)。

(24)『元豐九域志』『宋朝事實』『宋史』地理志と対校したもので、梅原郁氏らによる同書の訳注(全三巻、平凡社・東洋文庫、一九七九)に掲載されている(第二巻四五、五七頁)。

(25) 乾隆四九年(一七八四)八月一六日付、馮集梧跋文(中華書局、一九八四点校本に付録)。

(26) 註(3)前掲書収録。同「近世中国の都市と農村」(『歴史教育』一四一一二、一九六六)も併せて参考されたい。

(27) 氏が一九四一年に発表した『王安石』(『中国史研究』第三巻、及び中央公論社・中公文庫、再録)は、このことを明記した唯一の王安石評伝として重要な価値を保っている。

(28) 「答手詔條陳十事」(『長編』卷一四三・慶曆二年九月丁卯条、「范文成公集」政府奏議卷上・治体)、「相度併縣牒」(『歐陽文忠公集』卷一五、河東奉使奏草卷上)に論じられている。佐伯氏前掲論文および梅原郁「宋代地方小都市の一面一鎮の変遷を中心として」(『史料』四一六、一九五八)、参照。

(29)『通鑑長編紀事本末』卷七七、州県廢復、熙寧元年(一〇六八)五月

廢慶成軍入築河、置軍使隸河中へ『旧紀』、上謂輔臣曰「天下自五代分裂、擅撫一方、多置郡县以固疆圉、由是役繁民困、其議併省之」、于是、廢慶成軍、又廢昇平県。案廢昇平県、『実錄』已見四月末。上語云々、似為新政併省發端。今附見此。

『新紀』亦不載上語)。

(30)『宋史』卷三四七、列伝一〇六・盛陶伝。

(31)『長編』卷二三三、熙寧五年(一〇七二)五月辛巳条。

(32)『長編』卷二三七、熙寧五年八月壬辰

吳充建議以為「師屯暴露、糧餉間闊、生民之勤、由此未艾。宜委王韶招誘木征、以城還之、授以官爵、令自守岷・洮、領部族長為外臣、不必留兵絕塞、列置郡县、屈力費財」。上不聽。

(33)前註同条

王安石曰「洮西必為内地。武勝(軍このとき鎮洮軍に改称)のち熙州更移市易、即必為都會、洮河撫夏國上游、足以制其死命」。上令擘画、更與武勝錢物曰「昨韓経費六百万貫都無所成。令武勝雖更有所費、且非妄費」。安石曰「誠如此。陛下必欲經略夏國、…及可為之時不可失也」。

(34)『旧唐書』卷九三、列伝第四三・張仁愿傳に「時突厥默啜尽衆西突騎施娑葛、仁愿請乘虛奪漠南之地、於河北築三受降城、首尾相應、以絕其南寇之路。太子少師唐休璟以為、……今於寇境築城、恐勞人費功、終為賊虜所有、建議以為不便。仁愿固請不已、中宗意從之。……白是、突厥不得度山放牧、朔方無復寇掠、減鎮兵數万人」とあり、同城の建設により、突厥の侵入を防いだ上に軍隊の削減をも成し遂げたという。

(35) 註(7)『安化県』及び『長編』卷二五一・熙寧七年四月丙戌(沅州)、同卷二五〇・元豐三年六月月末(黔陽県)、同卷二二五・元豐五年四月庚辰条(貴保県のち永平県)など参照。

(36)劉琳・沈治宏編『現存宋人著述總錄』(巴蜀書社、一九九五)五二頁。

(37)『長編』卷二五三、熙寧七年五月癸卯条。

(38)佐伯氏は、この詔について、政府が統廃合された州県を復旧

する動きに「不便」を感じある程度抑制するものとしている

(前掲論文第四節註⑨)。しかし、『長編』卷四〇七、元祐二年

(一〇八七)一二月丙申条で臣僚が「故元祐元年二月九日勅、

廃併州県、令諸路転運・提刑・提挙司同共相度合与不台併廢具

利害聞奏。縁此、諸路已廢之州県並多興復」と指摘しているか

ら、これはむしろ復旧を促す結果をもたらしたのである。本詔

勅の成立時に『長編』が、侍御史劉摯・監察御史王巖叟が「臣

愚乞、自免役以来併廢過州・県・軍・監、凡可復者、皆復之以

便民」などと主張している記事を配していることもそれを裏付

けている。『長編』卷三六五、元祐元年二月(一〇八六)乙丑

条、参照。

(39) 註(29) 参照。

(40) 註(38) 前掲の劉摯らの上言に「而比者聚斂之吏、苟欲減役人收役錢以附会、率爾之間、遂行併廢、不復問事体之何如・人情之樂否」とある。

(41) 『宋史』卷三四五、列伝一〇四・陳瓘伝。

(42) 註(36) 参照。

(43) 『宋会要』方域七一・一九・二〇、州縣陞降廢置四、政和四年

(一一一四) 四月一日

尚書省勘会広南西路襄州南平(平南)県民戸梁政等状。為本州

額、于政和元年四月内、承朝旨廢併襄州入潯州。民心憂惶、不願

每至二税供輸登涉山險至潯州、動經五七日。民戸道路勞苦、自

併廢後、來流竄甚多。況襄州四至、容・藤等州遼遠各二三百里、

容至桂十六程、並無州府官兵防托。又自藤州松江至潯州、多有

興販私鹽驚劫、民戸不得安寧。窃覩、梅州、元豐中、亦曾入潮州、

自後鄉民自願添納二税錢米、乞行興復、已蒙依舊還州額、訖今

來。乞依梅州例、添納二税錢米各一分、依舊興復為襄州。從之。

(44) 本文第三章引用の元祐元年二月乙丑詔勅、参照。

(45) 『宋会要』方域六一・一表、州縣陞降廢置一、元祐元年(一

〇八六)四月二十五日

戶部言「宿州零壁鎮在符離・蕲・虹三縣之中、盜賊転徙、艱于

述捕、良民不得安業、欲乞將三縣近零壁鎮鄉管割隸本鎮、仍以

本鎮為縣」。從之。

(46) 『長編』卷三八一・元祐元年(一〇八六)七月壬戌、同卷四

六九・元祐七年正月壬子条。

(47) 註(12) 参照。

(48) 蘇軾「乞罷宿州修城狀」(蘇軾文集)卷三五、奏議)

右臣今相度上件改鎮作縣事、係已行之命、兼構築廨宇、略已見功、恐難中輟。而展城一事、有大害而無小利、兼未會下手、猶可止罷。欲乞速賜指揮、更不展築、却於已支賜二萬貫錢內、量新置具合用數目、特與支撥修蓋了當。其人戸未納到錢數、乞與放免。

(49) 『元豐九域志』卷一、河北東路・恩州。

(50) 『宋会要』方域六一・七・二八、州縣陞降廢置三

紹興四年正月二十五日、江西安撫大使司言「近緣賊馬劫虜人民、見在只有二百余家。乞改通山縣、依舊為鎮、戸稅併隸永興

縣。仍乞存留文尉、通永興縣旧尉共兩員、每半年輪那一員前去

主管鎮事捕捉盜賊、應合存留弓手并減省公吏人等、令江西常平

司申明施行」。詔依、仍以通山鎮為名。紹興六年(一一三六)

八月一日、江南西路安撫置・轉運・提刑司言「興國軍

通山鎮稅戸石英等狀、本鎮元係通山縣、昨被李成賊馬殺戮、權

廢為鎮、隸永興縣、今已及八百余戸、至永興縣送納租稅往回六

百余里、人戸艱辛、乞依舊為県」。從之。

(51) 『宋会要』方域七一三〇裏、州県陞降廢置雜錄、紹興九年

(一一三九) 一二月三日

詔、新復州軍民戸未全帰業、官吏猥衆、難以贍給、仰逐路監司相度県・鎮有民戸稀少去處、榷行省併、以寬民力、限一月措置聞奏。

(52) 『建炎以来繫年要錄』卷一〇三、紹興六年(一一三六)七月

己卯条に、

翰林学士朱震乞廢靖州為県。上曰「前朝開拓邊境、似此等處、尤為無益」。趙鼎曰「非徒無益、且復傾數州事力、供輸不暇、至今為害」。上曰「朝廷拓地、譬如私家買田、倘無所獲、徒費錢本、得之何用、當時首議之臣、深可罪也」。乃命本路帥司相度、後不行。

とあるのは、南宋になると周縁的な地域でさえ統廃合が実現していくものであつたことを垣間見させてくれる。

(53) 『長編』卷三六五、元祐元年二月(一一〇八六)乙丑条。

(54) 江西撫州の詹氏は衙門用地を提供して在地の交易地(詹墟)に新県の県治を誘致している。拙稿第三章、参照。

(55) 南宋では、「民旅龜聚」し「千家の市」であった金牛鎮(荊湖北路武昌軍)を「升せて県と為」そうとしたものの、「費重きを以て事遂に止む」ということがあつたが(宝祐・不分卷『寿昌乘』鎮)この例も一鎮の状況により県を新設するのが困難であったことを示している。

(56) 拙稿第一章註(29)、(30) 参照。

(まえむら よしゆき 名城大学・名古屋外国语大学非常勤講師)